

国民健康保険に加入の皆さんへ

お知らせを送付します

「国民健康保険被保険者証(保険証)」や「国民健康保険資格確認書」の有効期限到来について

有効期限が到来する保険証または資格確認書

現在お持ちの保険証または資格確認書は、7月31日(木)で有効期限切れとなります。7月中に世帯主宛てに各世帯の加入者全員分(※1)の下記の書類を送付します。有効期限が切れた保険証などは、各自で細断し破棄してください。詳しくは、同封する案内をご覧ください。 ※1 70歳未満の方で、既に資格情報のお知らせをお持ちの方を除く

	マイナ保険証をお持ちの方	マイナ保険証をお持ちでない方
送付されるもの	資格情報のお知らせ	資格確認書(※2)
医療機関等へ受診する ときに使用するもの	マイナ保険証	資格確認書

※2 資格確認書は簡易書留郵便で送付するため、受け取りに印鑑またはサインが必要です。

高齢受給者証

70歳以上の方に交付している高齢受給者証は、8月から資格確認書に一部負担割合を記載するため交付はなくなります。8月以降に医療機関などで受診するときは、マイナ保険証か資格確認書を利用してください。

限度額適用認定証・標準負担額減額認定証

申請により交付していた限度額適用認定証・標準負担額減額認定証は、マイナ保険証を利用すると、証の交付を受けなくても医療機関などの窓口で限度額の適用を受けることができます。そのため、8月からマイナ保険証をお持ちの方への交付はなくなります。例年と異なるため注意してください。

マイナ保険証をお持ちでない方で限度額の適用を受けたい方は、今までどおり申請をしてください。

問い合わせ先 住民医療課医療年金係 ☎(48)1111(内1119)

令和7年度 国民年金保険料 免除・納付猶予申請の受け付け開始

国民年金保険料の納付に困ったら

保険料を納めることが経済的に困難な方は、申請をすることで保険料の納付が免除または猶予されます。2年1カ月前までさかのぼって申請できます。

令和7年度(令和7年7月～令和8年6月分)の申請は、7月1日から受け付けます。

マイナポータルを利用した電子申請もできます。

詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。



▲日本年金機構ホームページ

免除・納付猶予制度

定額保険料 (月額)	令和7年度	令和6年度	令和5年度	将来受け取る 老齢基礎年金額
	1万7,510円	1万6,980円	1万6,520円	
全 額 免 除	0円	0円	0円	全額納めた場合の 8分の4
4 分 の 3 免 除	4,380円	4,250円	4,130円	全額納めた場合の 8分の5
半 額 免 除	8,760円	8,490円	8,260円	全額納めた場合の 8分の6
4 分 の 1 免 除	1万3,130円	1万2,740円	1万2,390円	全額納めた場合の 8分の7
納 付 猶 予※	0円	0円	0円	年金額に反映されません

※ 令和12年6月までの時限措置です。50歳未満の方が対象です。

追納制度

免除・納付猶予後の保険料は、10年以内であれば後から納めることで、老齢基礎年金の受給額を満額に近づけることができます。

問い合わせ先 ▽半田年金事務所 ☎(21)2375

▽住民医療課医療年金係 ☎(48)1111(内1116)

